

第3回群馬県環境審議会水質部会 (第2部：水質測定計画等) 議事録

日時：平成25年1月18日(金) 15:15から

場所：群馬県庁 昭和庁舎2階 第21会議室

事務局(小柴次長)	(司会)
角田部会長	それでは審議に入らせていただきます。 まず、次第2の平成23年度水質測定結果について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局(石田主任)	(資料1-1説明)
角田部会長	質疑応答は最後にまとめて行いたいと思いますので、続けて説明をお願いいたします。
事務局(中曽根技師)	(資料1-2説明)
角田部会長	続きまして、次第3の平成25年度水質測定計画(案)について事務局から説明をお願いいたします。
事務局(石田主任)	(資料2-1、参考資料2-1説明)
角田部会長	有り難うございます。 続けて地下水質測定計画についてお願いします。
事務局(中曽根技師)	(資料2-2、参考資料2-2説明)
角田部会長	有り難うございます。 続きまして資料3、資料4について事務局から説明をお願いします。
事務局(石田主任)	(資料3、資料4説明)
角田部会長	有り難うございます。 これまでのところでご質問等ありましたらお願いいたします。

	板橋先生何かありますでしょうか。
板橋委員	個人的な質問なのですが、梅田湖は水質改善が必要ということなのですが、これは COD が高いということなののでしょうか。
事務局（石田主任）	桐生川ダム（梅田湖）についてですが、環境基準の達成状況ということで考えますと、水質改善対策はありますが、これまで環境基準は達成しているという状況です。
板橋委員	水質改善対策というのは、具体的には何を実施するのですか。
事務局（石田主任）	以前、平成の初めごろだと思いますが、カビ臭が起きたことがありまして、そのころに曝気処理等を行ったと聞いております。
板橋委員	その頃から実施しているものですね。わかりました。 今はほとんど問題はなく COD も低いのに、改善が必要なのかと思いましたので。
事務局（河川課）	以前にアオコが大量に発生したことがありまして、その関係の話になります。
田中委員	大腸菌数や DO の測定回数が減っているのですが、これは予算的な問題でしょうか。
事務局（石田主任）	DO の測定回数の削減は政令市等で行われているのですが、これは予算的な見直しがなされたことに伴って削減されたと同っております。また、大腸菌数についてもですが、今回は新しい項目としてノニルフェノールや測定機関によっては LAS が追加されておまして、特にノニルフェノールですが測定にかなり費用がかかります。群馬県以外の機関におきましては、計量証明事業者に委託して分析を行っており、限られた予算の中で新しい項目にどう対応していくのかということで回数の調整等している状況です。
事務局（青木課長）	追加で説明をさせていただきます。 予算が毎年厳しくなっているという状況は事実なのですが、これまで測定を実施してきている歴史のある項目もあり、過去の調査の中で合理的な測定回数が見えてきているものから（測定回数を）落としていくということで、測定の水準を予算と平行して落としていくことのないようにしております。 その中で新しい項目を追加しております。

田中委員	4 ページの地下水質概況調査の結果についてですが、高崎市の県井戸番号 23-23 についてですが、100 (mg/L) となっていますが間違いではないですか。
事務局(中曽根技師)	数値は間違っていないです。
角田部会長	原因や周辺の環境についてはどうでしょうか。
事務局(中曽根技師)	追加で調査をしたという報告は受けていないのですが、家畜排泄物や生活排水等が原因として考えられると聞いています。
掛川委員	<p>49 ページのノニルフェノールと LAS の説明について伺いたいのですが、ノニルフェノールの用途は界面活性剤となっていて、LAS も界面活性剤だと思うのですが、これは家庭用洗剤となっていてノニルフェノールとは用途が違うのですがどういうことなのでしょう。</p> <p>アルキルフェノールというのは界面活性剤を作る原料で、洗剤ではないので LAS と分けられているということなのでしょう。(資料 3-2 の最初の行に)「上記のノニルフェノールも含め」と書いてあるのですが、LAS が次回に指定されるとノニルフェノールは LAS の中に含まれるということになるのでしょうか。</p>
事務局(佐藤係長)	<p>ノニルフェノールと LAS は洗剤成分に入っているものでして、ノニルフェノールは非イオン界面活性剤という名前のおり、いわゆる中性洗剤に含まれています。LAS については、いわゆるアルカリ洗剤と言われている洗濯石けんに含まれていますので、それぞれ性質が全く違うものです。</p> <p>ご指摘のあった「上記のノニルフェノールを含め」という部分については、水生生物の保全に係る水質環境基準については、ノニルフェノールが項目に追加されたのですが、その項目に LAS も追加されるという意味ですので、2つは全く別の物質です。</p>
角田部会長	ノニルフェノールは以前環境ホルモンとして騒がれた物質だったかと思います。環境ホルモン活性があるため水生生物の保全という観点から追加されたのかと思います。
宮里委員	ノニルフェノールに関しては昨年 8 月に基準として追加されて分析予定に入っていて、LAS に関しては 3 月に基準として追加されるということですので、項目に追加されると分析する必要があるか

と思います。現段階では高崎と伊勢崎の予定に入っているのですが外のところでもやる必要があるという理解でよろしいでしょうか。

事務局（石田主任）

環境基準項目になるということですので、評価をしていかなければならないということになります。そのため、各環境基準点において測定を行う必要があります。

ただ、ノニルフェノールの分析には測定に必要な機械が LC－MS/MS というもので、これまで公共用水域の測定では使用されてこなかった測定装置でありまして、環境省に口頭で確認したのですが、3月に告示されたとしても平成25年度、場合によっては平成26年度まで暫定的な測定体制で差し支えないという取り扱いになるのではないかとということでした。

新たな測定機器ということもありまして、また、3月という時期もありまして、すぐに測定体制を整えるのがなかなか難しいという状況になっています。

田中委員

1ページに河川・湖沼の環境基準達成率が載っていきまして、全国的な傾向だと思うのですが、河川では（環境基準達成率が）高く、湖沼では（環境基準達成率が）低いという傾向でして、まさに行政が対応する部分だと思うのですが、群馬県としてこれを踏まえてこれまでと違った湖沼の水質改善をやっていくということは考えていますか。

事務局（青木課長）

たしかにこの表のとおりで、湖沼の方が環境基準達成率が低いという状況です。湖沼は河川とは違い、いったん流れ込んだものが堆積し長期間とどまるという要素が大きいということと、自然系の汚濁源が相当の割合占めているらしいと言われていきます。

群馬県にも湖沼はありますが、国立公園になった尾瀬沼も達成状況はよくありません。これについては、衛生環境研究所と協力して原因解明にむけた調査をしてきておりまして、今後はその原因を解析した後に有効な対策を取る必要があると考えています。

まずは人が出すものについて、例えば尾瀬沼であれば合併処理浄化槽を山小屋に整備し、その排水は尾瀬沼に流さずにパイプラインで片品川に持って行くというインフラ整備をしてきておりますので、他の湖沼についても、原因をきちんと解析して有効な対策を実施したと考えています。

角田部会長

有り難うございます。

よろしいでしょうか。

何か事務局から補足がありましたら宜しくお願いします。

(事務局からの補足なし)

角田部会長

せっかくの機会ですので、何か他に質問・意見等ありましたらお願いします。

掛川委員

赤城大沼でワカサギから放射性物質が出たということで、周りの河川から流入したのではないかというお話なのですが、水質を測定する計画で関連する部分もあると思うのですが、原発の事故に関連した計画はないのでしょうか。

事務局（青木課長）

赤城大沼の放射性物質による汚染ということで、赤城大沼に限らず河川も放射性物質を含む可能性があるのですが、今回は水質汚濁防止法に基づいて環境調査を群馬県知事が実施するための計画を作っており、放射性物質は今の法体系では放射性物質汚染対策特別措置法という別の法律がありましてこの法律に基づき国が調査を実施するということになっていまして、環境省が定期的にモニタリングをしております。その情報は群馬県も共有しているという状況です。

角田部会長

環境省が年2回ほどかなり広範囲に底質、土壌や水について調査を行っています。赤城大沼については、群馬県と群馬大学と国立環境研究所と武蔵大学の4機関を中心に調査・検討している段階です。

なぜワカサギの汚染が赤城大沼で起きたのか、その原因解明は、なかなか難しい問題と認識しています。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第2部の水質測定計画の審議を終わらせていただきます。

事務局（小柴次長）

(司会)

事務局（青木課長）

それでは一言御礼を言わせていただきます。

今日は第1部、第2部と本当に長時間にわたりまして、ご審議いただき有り難うございました。

利根川のホルムアルデヒドの事案もありまして、法律の空白を改めて認識することとなりました。国にも対応していただきましたが、さらにそれを補完するという形で県も取り組みを進めてまいりまして、委員の皆様には様々なご指導をいただきまして県としての取り組みの方向性が固まってきました。これからこの新しい制度をきちんと行政が運用していくということで、努力していきたいと思っております。

第2部でも水質の測定ということでご審議いただきましたが、環境行政を行っていく上での基本となる部分ですので、こういった部分を引き続き県としてしっかりと対応していきたいと思っております。

県民の皆様に安心していただき、群馬県の環境は大丈夫だと思っただけよう、県の環境整備を進めていきたいと思っております。委員の皆様には引き続きご指導いただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが御礼とさせていただきます。

有り難うございました。

事務局（小柴次長）

（司会）

※第2部：水質測定計画等終了